

新制度における利用者負担（保育料）について

1 現状

- 保育園の運営にあつては、受益者負担の観点から保育料を徴収している。
- 保育料収入により、運営経費全体の約26%を賄い、そのほかは、市からの一般財源によって補っている。
- 保育料は、国において「保育料徴収基準額」が設定されているが、実際の保育料の設定は市町村長に委ねられているため、各自治体で様々な料金区分の設定がされている。
- 本市の保育料の設定は、平成17年度の合併時に3町の保育料が統一され、現在に至っている。（その後、料金改正はされていない。）
- 国が示す料金体系は8階層であるが、本市は7階層となっている。
- 保育園施設については、統廃合を計画的に進める一方で、老朽化が進んでおり、一部の施設においては耐震基準を満たしていない施設もあることから、毎年のように耐震化や新設など、施設改修に多くの費用を費やしている。
- 将来的に保育園の運営を安定させるためにも保育料を適切な料金にする必要がある。

2 国の利用負担の基本的な考え方

- (1) 新制度における利用者負担については、世帯の所得状況その他の事情を勘案して定める応能負担としており、現行の保育所の水準をベースとして、実施主体である市町村が定めるとしている。
- (2) 所得階層の区分を決定するにあたっては、従来の所得税額から市民税額を基に算出するとしている。
- (3) 国が示した利用者負担額は、11時間までの長時間保育を標準時間、従来の8時間保育を短時間保育として区分している。
- (4) 標準時間（11時間）と短時間（8時間）では、3時間差があるが、国の基準では保育料の差を△1.7パーセントとしている。
- (5) 保育料は、4月から8月までが前年度分の市民税で算定し、9月以降は当年度分の市民税で算定する。これは、市民税賦課が毎年6月で、その後、周知期間を経て9月を切り替え時期としている。
- (6) 多子世帯については、現行と同様な取り扱いとしている。

◎利用者負担のイメージ

認定区分	対象	該当施設・事業	国（国基準）の考え方
1号認定	3歳以上教育のみ	認定こども園、幼稚園	現行の負担水準を基本とする。
2号認定 （※標準時間）	3歳以上保育が必要	認定こども園、保育所	現行の保育制度の利用者負担を基本とする。
2号認定 （※短時間）			2号認定標準時間の98.3%を基本とする。
3号認定 （※標準時間）	0～2歳保育が必要	認定こども園、保育所、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）	現行の保育制度の利用者負担を基本とする。
3号認定 （※短時間）			2号認定標準時間の98.3%を基本とする。

3 清須市の利用者負担の考え方

国の基準を踏まえ、保育標準時間・短時間に2区分に分けるとともに、所得階層区分の税額を市民税額とする。ただし、現行の保育料は平成17年7月の合併時から改定していないため、次に掲げる考え方を基に利用者負担額を設定する。

■ 2号・3号認定の利用者負担設定について（案）

- 年齢区分は現行制度を維持することとし、3歳未満児、3歳児及び4・5歳児の3区分とする。
- 現行の保育料は、階層区分が7階層としているが、改定の基準に合わせて8階層を追加設定する。
- 低所得者層に配慮して、3階層までは現行水準を維持する。
- 保育標準時間（11時間）は、現行制度では現在の保育料に延長料金2,000円を徴収していることから、延長料金を上乗せした額を保育標準時間の負担額とする。
- 保育短時間（8時間）の利用者負担額は、保育標準時間に対する保育短時間の利用者負担の減少率を国が示す $\Delta 1.7$ パーセントとして設定する。
- 延長保育については、標準時間保育と短時間保育の保育料の差が1.7パーセントしかないため、短時間利用者が延長保育を利用した場合には、延長料金の設定によっては、逆転する可能性がある。よって、延長料金については、別途検討する。

■ 延長料金の考え方（案）

延長保育については、現行はスポット的に利用されている方も、月額2,000円を徴収しているが、今回の改正では、別添（案1・案2）のとおり、細かく徴収することや、緊急的に利用される方には日額の徴収方法も検討する。

4 保育料の基準（月額）

保育所、認定こども園、小規模保育（3歳未満）で、保育認定を受けた子どもの利用者負担の国基準のイメージ(月額)と現行保育料は次のとおりです。

階層区分	保育料上限額（国基準）				現行保育料（市基準）		
	3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児	3歳児	4・5歳児
	標準時間	短時間	標準時間	短時間			
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
②市民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	4,000円	2,500円	2,000円
③所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円	8,000円	6,500円	6,000円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円	20,000円	13,000円	12,000円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円	30,000円	17,000円	15,000円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円	45,000円	21,000円	17,000円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円	50,000円	25,000円	19,000円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円	—	—	—

※多子世帯の保育料軽減は、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。